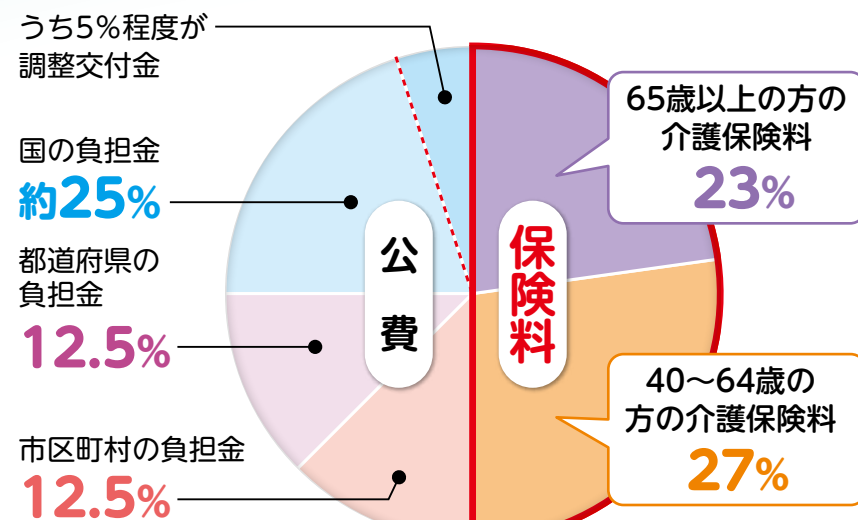


*介護保険料

介護保険は、介護や支援が必要な方を社会全体で支え合うしくみです。みなさんが納める「介護保険料」と、国、都道府県、市区町村が負担する「公費」を財源として運営されています。

*介護保険の財源構成（令和6～8年度） ●利用者負担分は除く



財源の半分が保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



*介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに市の担当窓口にご相談ください。

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。**督促手数料や延滞金**などを徴収される場合があります。

1年以上※滞納すると

サービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上※滞納すると

サービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請後も保険給付の一部または**全部が一時的に差し止められ、滞納分の保険料にあてられる場合**があります。

2年以上滞納すると

サービスを利用したときの**自己負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等**が受けられなくなります。

※滞納期間が上記期間を経過しない場合でも、上記の措置をとることがあります。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

決まり方	「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。自分の保険料額を確認してみましょう(▶P5)。
納め方	65歳の誕生日の「前日」がある月の分から納めます。受給している年金額により、下記の「特別徴収」または「普通徴収」で納めます。 ●納め方は法律で決まっているため、個人で選ぶことはできません。



年金から支払い(特別徴収) 年金が **年額18万円以上**の方

年金の定期支払い(年6回)の際に、年金の受給額からあらかじめ差し引かれます。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳になった年度
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時的に差し止めになった場合 など

●特別徴収のイメージ

本年度					
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
仮徴収			本徴収		

保険料の年額が6月以降に確定するため、8月までは仮に算定された保険料を納めます。なお、保険料段階の変更などにより、各期ごとの保険料を均一にするために8月の保険料を調整する場合があります。

納付書/口座振替(普通徴収) 年金が **年額18万円未満**の方

市から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

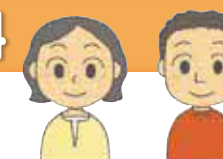


口座振替がおすすめです！

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
 - 預(貯)金通帳
 - 通帳届け出印
- 申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めます。

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料



40～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まり、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険に加入している方
決まり方	保険料は国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ●40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

Q サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？

A 医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険料は、介護サービス費をまかなう大切な財源になっています。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうかご理解ください。

* 保険料額は所得等に応じて決まります (65歳以上の方)

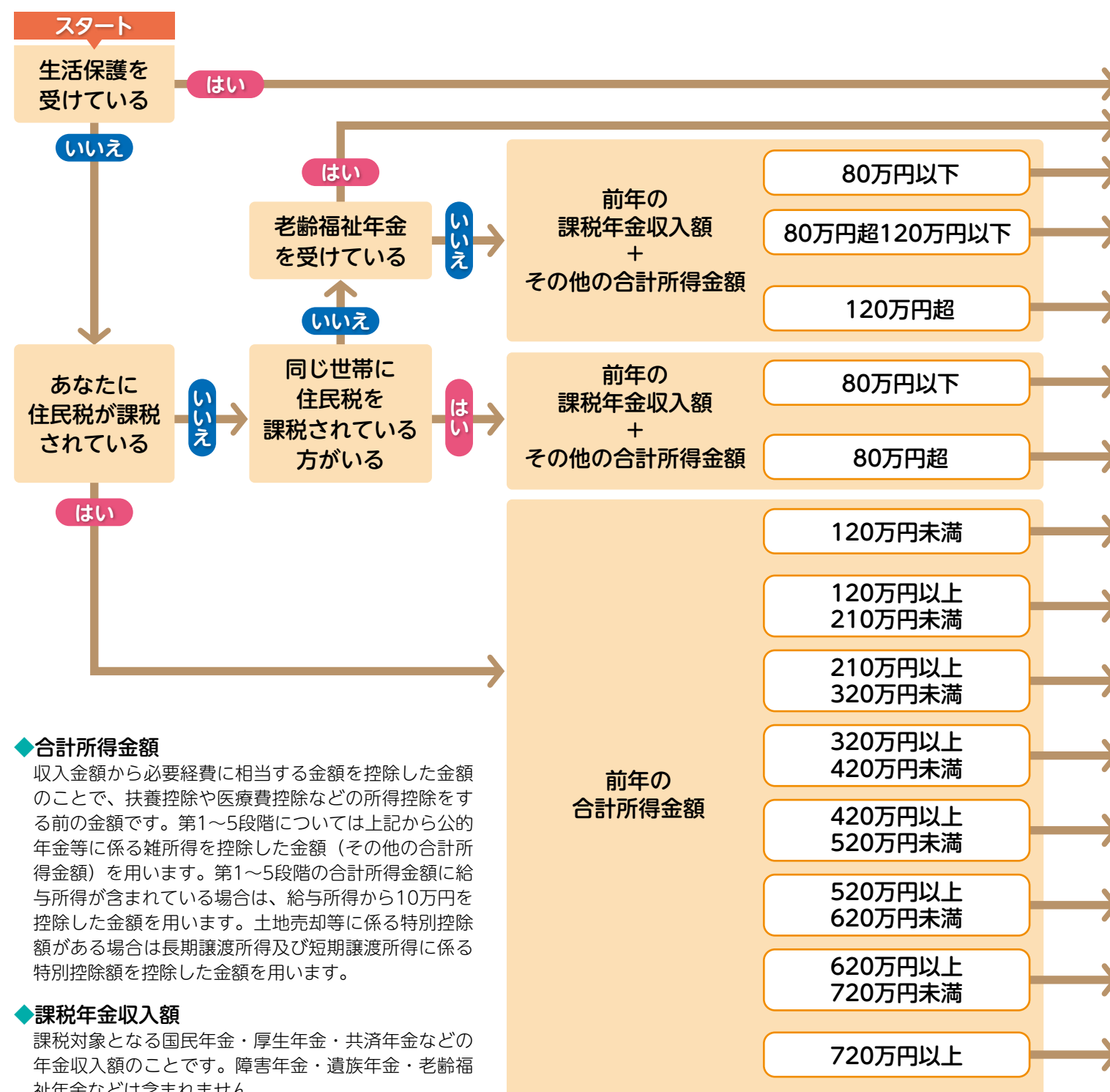
65歳以上の方の保険料額は、市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

宇城市の
令和6～8年度の
介護保険料の基準額
72,000円(年額)

=

市で必要な
介護保険サービスの総費用 × 65歳以上の方の
負担分(23%)
市の65歳以上の方の人数

●自分の保険料額を確認しましょう (65歳以上の方)



◆合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については上記から公的年金等に係る雑所得を控除した金額（その他の合計所得金額）を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

◆課税年金収入額

課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

* 65歳になる年度の介護保険料

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含めて納めますが、65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、介護保険料を単独で納めます。

国民健康保険に加入している方は、64歳の介護保険料（4月～65歳になる月の前月分）を、**年度末までの納期に分けて**納めます。そのため「64歳の介護保険料」と「65歳の介護保険料」の納付期間が重なります。ただし、納付期間が重なっているだけで二重に納めているわけではありません。

《特別徴収の開始予定月》

65歳の誕生日の前日が属する月又は転入月が

1月～2月の方 → その年の10月から
3月～9月の方 → 翌年の4月から
10月～12月の方 → 翌年の10月から

※市の運用によって、特別徴収の開始予定日が変更になる場合があります。

●令和6～8年度の介護保険料 令和6年4月から

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.285	20,600円
	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が		
	80万円以下の方		
第2段階	80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.485	35,000円
第3段階	120万円超の方	基準額 ×0.685	49,400円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	基準額 ×0.9	64,800円
第5段階		基準額 ×1.0	72,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	基準額 ×1.2	86,400円
第7段階		基準額 ×1.3	93,600円
第8段階		基準額 ×1.5	108,000円
第9段階		基準額 ×1.7	122,400円
第10段階		基準額 ×1.9	136,800円
第11段階		基準額 ×2.1	151,200円
第12段階		基準額 ×2.3	165,600円
第13段階		基準額 ×2.4	172,800円

●第1段階から第3段階の保険料額は公費が投入され軽減されています。